令和４年１１月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和４年１１月２５日（火）午後１時３０分～
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　島巻 賢二委員　２番　細川 季代委員　３番　藤岡 義博委員
４番　小松 弘之委員　６番　西岡 豊委員　７番　川﨑 一男委員
８番　阿野田　久志委員　９番　尾﨑 考平委員 10 番　山﨑 修委員

４．欠席委員　　なし
５．事 務 局　　局長　山崎　桂　次長心得　松本 研

６．議案　第１号議案　農地法第５条許可申請について
第２号議案　農地法の一部を改正する法律附則第 8 条第２項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第３条の許可の適否について
その他の件

（開会時刻午後１時３０分）

（会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから１１月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名で、全員出席していただいております。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達して

おりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
　推進委員さんの出席者数は、１０名中７名のご出席で、竹﨑芳行委員さんと吉川委員さんから欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第１号議案　農地法第５条許可申請について
第２号議案　農地法の一部を改正する法律附則第 8 条第２項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第３条の許可の適否について
その他の件

の順となっております。

（10 月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　それでは３番　藤岡委員、４番　小松委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。
第１号議案農地法第５条許可申請番号１について、議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第１号議案農地法第５条許可申請番号１について説明します。

申請地は吉良川町字　　乙　　番、登記地目は畑、現況地目も畑となっております。

なお、第１号議案農地法第５条許可申請番号１は、吉良川町のさんが、現在の住いが手狭になったことを理由に、吉良川町のさんが相続手続き中の土地を、親子関係のため無償にて使用貸借し、自己住宅を建設することが理由で、今回５条の転用申請となっております。

以上については、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。

第１号議案第５条許可申請番号１につきまして、関係担当地区委員さんより、説明をお願いします。

４　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。
小　　松

私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

１１月１６日（水）午後１時 30 分海老川委員、事務局松本、申請者の代理人と私以上４名の立会いのもとに確認をしました。

申請地は吉良川町の国道 55 号線の旧国道から　　団地に進入する市道を団地と反対の方角に左折し、200ｍほどに西に進んだところに位置しております。

現況は、申請地は現在耕作されていませんが、きちんと管理されており、周りの農地に特に影響はないと考えられ、問題ないと思います。

以上よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいまの証言について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（な　　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。

第１号議案第５条許可申請番号１について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。
よって第１号議案第５条許可申請番号１を承認し、県へ進達することに決定致します。

議　　長　　これより議事に入ります。
第１号議案農地法第５条許可申請番号２について、議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第１号議案農地法第５条許可申請番号２について説明します。
申請地は室津字　　番　、登記地目は田、現況地目も田となっております。
なお、第２号議案農地法第５条許可申請番号２は、社会福祉法人　　が、津波対策のため、高台移転先を探していたところ、適地が他に見つからず、今回の第５条の転用申請となっております。
以上については、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。
第１号議案第５条許可申請番号２につきまして、関係担当地区委員さんより、説明をお願いします。

６　番　西岡　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略し,私の方からは現地の確認について報告します。

１１月１０日（木）久保委員さん、香南会の担当者２名、事務局松本さんと私の計４名で現地の確認をしました。

申請地は県道椎名線の県道沿いです。

場所は　　の入り口の西側にありまして、その隣には　　の　の工事が始まっておりましてその一角に位置しております。

排水等の内容も見ましたが、他の農地に影響を与える農地もないことを確認しておりまして、問題がないことを確認しております。

議　長　　ありがとうございました。

ただいまの証言について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（な　し）

議　長　　無いようでございますのでお諮りします。

第１号議案第５条許可申請番号２について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって第１号議案第５条許可申請番号２を承認し、県へ進達することに決定致します。

続きまして第２号議案農地法の一部を改正する法律附則第８条第２項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第３条許可の適否について、議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を願います。

説明の間、休憩します。

事 務 局　　第２号議案農地法の一部を改正する法律附則第８条第２項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第３条許可の適否について説明いたします。

これは国有地売却に伴い、県知事から農地法第３条の許可の適否について照会があったため、農地法第３条の許可相当かどうかの審議をお願いいたします。

照会地は、羽根町　　番　、登記地目は畑、現況地目は畑の国有地となっています。

本照会は、農林水産省から、羽根町の　　さんへの売買による所有権移転に関する照会です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局より、申請内容について、
説明がございました。
関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

７　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。
川　　﨑　　私の方からは申請地の場所を説明します。
申請地は　　の西の農道を国道より北へ 50ｍほど進んだ所に位置しておりまして、面積は少ないですが、カヤが生えているぐらいで隣接地に影響を及ぼすことはないと思います。
また、隣接地は申請者が所有しており、野菜を栽培するということですので、問題ないと思います。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法の一部を改正する法律附則第８条第２項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第３条許可の適否について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第２号議案農地法の一部を改正する法律附則第８条第２項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第３条許可の適否について適であることを県に回答致します。

議　　長　　それでは、その他の件で事務局より報告があります。

事 務 局　　その他の件
①１２月議会に報酬条例の一部改正案を提案する予定であることの説明
②タブレット端末の活用について
③農業委員・農地利用最適化推進委員の公募について
④１０月総会の農地法第５条申請の経過について

（質疑応答）

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
閉会の挨拶を阿野田副会長にお願いいたします。

（阿野田　副会長の閉会の挨拶）

（閉会時刻午後３時００分）